

液化石油ガス保安法の運用に係る改正等の実施状況について

平成 25 年 3 月 7 日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ
ガ ス 安 全 室

液化石油ガス保安法の運用に関して生じた以下の新たな課題への対応として、液化石油ガス保安法の運用に係る内規の制定並びに審査基準及び通達の改正を行った。

1. 山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 17 条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（別添 1）

液化石油ガス販売事業者による充填容器の搬送、保安機関による保安業務の実施が著しく困難な山小屋等に対して液化石油ガスを販売する場合について、実態を踏まえつつ適切に保安の確保が図られるよう、山小屋等において保安責任者が実質的な保安業務を実施し、これを保安機関が確認すること等を内容とする、液化石油ガス保安法施行規則第 17 条に基づく特則承認の基準及び申請手続きに関する内規を制定。

平成 24 年 6 月 14 日付けで公布・施行。

2. 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」及び「保安機関の認定について」の一部改正について（別添 2）

緊急時における一般消費者等から保安機関への連絡先について、自然災害等における携帯電話等の有効性に鑑み、自然災害等において通常の連絡先として用いている固定電話が通じなくなった時に備えた補完的連絡先として携帯電話等の使用を認めることを内容とする審査基準及び通達の改正を実施予定。（別紙 1、別紙 2）

平成 25 年 3 月中に公布・施行予定。

経済産業省

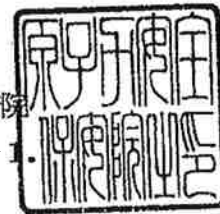
平成 24・05・17 原院第 2 号

平成 2 4 年 6 月 4 日

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
施行規則第 1 7 条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）
の制定について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-247c-12-1



原子力安全・保安院は、別添のとおり山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 1 7 条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）を制定したので、各産業保安監督部等、各都道府県、一般社団法人全国 LP ガス協会、日本液化石油ガス協議会及び一般財団法人全国 LP ガス保安共済事業団に対して通知することとする。

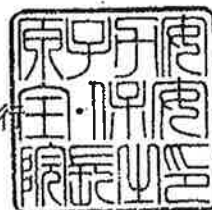
経済産業省

平成24・05・17 原院第2号

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）を次のように制定する。

平成24年6月4日

経済産業省原子力安全・保安院長 深野 弘行



山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）を制定する規程

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）を別紙のとおり制定する。

附 則

この規程は、平成24年6月4日から施行する。

(別紙)

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）

1. 適用範囲

この規程は、液化石油ガスの消費場所が、液化石油ガス販売事業者による充填容器の配送、保安機関による保安業務の実施が著しく困難な山岳地域（車両（トラック等）による容器の運搬が不可能であり、相当以上の距離を人力（背負運搬等）又は特殊な方法（ヘリコプター、ロープウェー、ブルドーザー等）により運搬しなければならない、容器交換時供給設備点検等の保安業務を行うことが困難な山岳地域をいう。以下同じ。）にある山小屋等（山小屋、バンガロー、神社社務所等不特定多数の者が利用することが想定される液化石油ガスの消費場所をいい、林業事業者等が専ら自ら利用する消費場所を除く。以下同じ。）である場合における特則承認について適用する。

なお、離島等それ以外の場合における特則承認については、当分の間、この規程を参照して、個別に審査することとする。

2. 申請の要件

申請が以下の要件のいずれにも該当する場合は、この規程に基づく特則承認に関する審査を行うものとする。

- ① 申請者が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項の登録を受けた液化石油ガス販売事業者であること。
- ② 申請に係る液化石油ガスの消費場所が、液化石油ガス販売事業者による充填容器の配送、保安機関による保安業務の実施が著しく困難な山岳地域にある山小屋等であること。

3. 保安上支障がないことについての基準

申請の内容が以下に定める基準のいずれにも該当する場合は、規則第17条に規定する保安上支障がない場合に該当するものと認め、同条に基づく特則承認を行うものとする。

また、承認を行った場合においては、以下に定める基準を、規則第17条に規定する経済産業大臣が認める基準（法第16条第2項の基準）とする。

3-1. 山小屋等に係る保安体制についての基準

- ① 申請者から液化石油ガスを消費するために購入する者（特則承認の対象となる山小屋等に係る者に限る。以下「山小屋等消費者」という。）は、以下のいずれかの資格を有する者の中から1名以上の保安責任者を選任していること。
 - i) 規則第37条第4号に定める保安業務資格者（規則第36条第1項第2号に規定する調査員を除く。）

- ii) 高圧ガス保安協会の行う保安業務員講習を受講し、修了証の交付を受けた者
なお、保安責任者が他の山小屋等の保安業務を兼務する場合には、本申請に係る山小屋等及び他の山小屋等の保安業務を確実に実施できると認められること。
- ② 山小屋等消費者の就業規則その他これに準ずるものにおいて、以下のことが明確にされていること。
- i) 保安責任者は、当該山小屋等の保安業務を実施し、その結果を保安機関（液化石油ガス販売事業者が自ら保安機関として保安業務を行う場合を含む。以下同じ。）に報告し、その確認を求めること。
- ii) 保安責任者は、当該山小屋等の消費設備調査の結果について、規則第131条第2項に規定する帳簿を備え、必要な事項を記載し、これを同条第5項に規定する期間保存すること。
- iii) 保安責任者は、当該山小屋等において消費設備を使用して液化石油ガスを実際に消費する者に対して、規則第27条各号に掲げる事項を周知すること。
- ③ 申請に係る山小屋等の消費設備の現状について、以下のいずれかが行われていること。
- i) 保安機関により、消費設備の調査（規則第37条第1号の表の上欄のロに規定する消費設備についての調査をいう。以下同じ。）が行われていること。
- ii) ①のいずれかの資格を有する者により消費設備の調査が行われており、その結果について保安機関が確認していること。
- ④ 山小屋等において有資格者が行う必要のある消費設備の設置又は変更の工事（※）については、当該有資格者が実施することとされていること。
※例えば、法第38条の7に基づく規則第108条に規定する工事は、液化石油ガス設備士が作業を行う必要がある。
- ⑤ 山小屋等消費者と液化石油ガス販売事業者との間で、保安責任者から報告を受けた保安機関が、その報告内容について確認し、必要に応じて再調査等の指導を行うことについて取り決めがなされていること。
- ⑥ 保安責任者以外に山小屋等における保安業務を実施する者がいる場合には、当該保安業務を実施する者は、実施する保安業務の内容に応じて必要な資格（※）を有していること。
※例えば、容器交換時における規則第44条第2号イ（4）及び（6）（規則第18条第20号イに係る部分に限る。）の調査のみを行う場合には、調査員でも可。それ以外の業務については①で掲げる資格を有する者。
- ⑦ 保安機関は、保安責任者に対して、供給開始時及び1年に1回以上の回数で規則第27条各号に掲げる事項を記載した書類を配布し、同条各号に掲げる事項を周知する

こととしていること。

3-2. 販売方法についての基準

- ① 規則第16条第3号ただし書の規定にかかわらず、充填容器は、保安責任者又は3-1. ⑥の保安業務を実施する者のうち必要な資格を有する者が供給管若しくは配管又は集合装置に接続すること。

なお、配管には、ガスの漏えいを防止する機器（一定のガス流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能を有するガスメーター、安全機構を内蔵したヒューズガス栓等の末端ガス栓等）を設置すること。

- ② 規則第16条第5号の規定にかかわらず、液化石油ガスの消費場所及び容器の運搬の過程で中継場所を要する場合は当該中継場所において、同号に規定する貯蔵施設が設置できない場合には、充填容器及び残ガス容器（以下「充填容器等」という。）であって供給管若しくは配管又は集合装置に接続されていないものは、特定の容器保管場所を指定し、当該容器保管場所に置くこと。ただし、容器保管場所を屋内に指定する場合には、例示基準（※）14に定める容器を屋内に設置する場合に講ずべき措置を講じるとともに、屋内の容器保管場所には可能な限りガス漏れ警報器を設置すること。

※液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（平成14・11・26原院第6号） 別添 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準

- ③ 規則第16条第13号の規定にかかわらず、液化石油ガスは計量法に規定する法定計量単位による体積又は質量により販売すること。

4. 申請、承認の手続き

4-1. 事業者からの申請

- ① 申請者のうち、法第3条第1項の規定に基づき経済産業大臣の登録を受けた者（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第14条第1項の規定に基づき経済産業局長及び産業保安監督部長が行った法第3条第1項の登録に係る者を除く。）からの申請は経済産業省本省が、それ以外の者からの申請は当該申請者の販売所の所在地の管轄区域に係る産業保安監督部若しくはその支部又は那覇産業保安監督事務所（以下「産業保安監督部等」という。）が、それぞれ様式第1の特則承認申請書（以下「承認申請書」という。）の提出を受けるものとする。

- ② 承認申請書の提出を受けた経済産業省本省又は産業保安監督部等（以下「本省等」という。）は、承認申請書について書類の不備その他不適合な点があると認めたときは、申請者に対して適合するよう指導するものとする。

4-2. 本省等による照会、確認、進達

- ① 承認申請書の提出を受けた本省等は、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県並びに申請に係る消費場所が所在する都道府県及び当該消費場所に液化石油ガスを搬送する販売所（法第3条第1項の規定に基づき本省等の登録を受けた液化石油ガス販売事業者が設置する販売所に限る。以下「最終販売所」という。）が所在する都道府県の担当部局に対して、様式第2により、当該申請内容について通報するとともに、追加情報がないか意見を求めるものとする。
- ② 承認申請書の提出を受けた産業保安監督部等は、申請内容が2.の申請要件及び3.の基準を満たすことについて確認し、様式第3により、当該申請書を経済産業省本省宛てに進達するものとする。

4-3. 経済産業省本省による審査、承認

- ① 経済産業省本省は、申請者から直接4-1. ①の承認申請書の提出を受けた場合及び産業保安監督部等から4-2. ②の進達を受けた場合は、申請内容が2.の申請要件及び3.の基準を満たすことについて審査し、これらに適合していると認められるときは、特則承認を行うものとする。
- ② 経済産業省本省は、申請者から直接4-1. ①の承認申請書の提出を受けた場合については直接申請者に対して、産業保安監督部等から4-2. ②の進達を受けた場合については当該進達を行った産業保安監督部等を通じて申請者に対して、それぞれ様式第4により承認書を交付するものとする。
また、本省等は、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県並びに申請に係る消費場所が所在する都道府県及び最終販売所が所在する都道府県の担当部局に対して、承認内容について通知するものとする。
- ③ 経済産業省本省は、申請者から直接4-1. ①の承認申請書の提出を受けて承認書を交付した場合には、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県、申請に係る消費場所が所在する都道府県及び最終販売所が所在する都道府県の管轄区域に係る産業保安監督部等に対して、承認内容について通知するものとする。

4-4. 内容変更による承認の申請

- ① 特則承認の内容を変更しようとする申請者からの申請は、承認申請書の提出を受けた本省等が、あらかじめ、様式第5の特則承認内容変更承認申請書（以下「内容変更承認申請書」という。）の提出を受けるものとする。
- ② 内容変更承認申請書の提出を受けた本省等は、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県並びに申請に係る消費場所が所在する都道府県及び最終販売所が所在する都道府県の担当部局に対して、様式第6により、当該申請の内容について通報するとともに、追加情報がないか意見を求めるものとする。

- ③ 内容変更承認申請書の提出を受けた産業保安監督部等は、申請内容が２．の申請要件及び３．の基準を満たすことについて確認し、様式第７により、当該申請書を経済産業省本省宛てに進達するものとする。
- ④ 経済産業省本省は、申請者から直接①の内容変更承認申請書の提出を受けた場合及び産業保安監督部等から③の進達を受けた場合は、申請内容が２．の申請要件及び３．の基準を満たすことについて審査し、これらに適合していると認められるときは、特則承認内容変更承認を行うものとする。
- ⑤ 経済産業省本省は、申請者から直接①の内容変更承認申請書の提出を受けた場合については直接申請者に対して、産業保安監督部等から③の進達を受けた場合については当該進達を行った産業保安監督部等を通じて申請者に対して、それぞれ様式第８により、内容変更承認書を交付するものとする。
- また、本省等は、申請者について法第３条第１項の登録を行った都道府県並びに申請に係る消費場所が所在する都道府県及び最終販売所が所在する都道府県の担当部局に対して、承認内容について通知するものとする。
- ⑥ 経済産業省本省は、申請者から直接①の内容変更承認申請書の提出を受けて内容変更承認書を交付した場合には、申請者について法第３条第１項の登録を行った都道府県、申請に係る消費場所が所在する都道府県及び最終販売所が所在する都道府県の管轄区域に係る産業保安監督部等に対して、承認内容について通知するものとする。

４－５．廃止による届出

- ① 特則承認を廃止しようとする申請者からの廃止の届出は、承認申請書の提出を受けた本省等が、様式第９の特則承認廃止届書（以下「廃止届書」という。）の提出を受けるものとする。
- ② 廃止届書の提出を受けた産業保安監督部等は、様式第１０により、当該届書を経済産業省本省宛てに進達するものとする。
- ③ 経済産業省本省は、申請者から直接①の廃止届書の提出を受けた場合については直接、産業保安監督部等から②の進達を受けた場合については当該進達を行った産業保安監督部等を通じて、申請者について法第３条第１項の登録を行った都道府県、申請に係る消費場所が所在する都道府県及び最終販売所が所在する都道府県の担当部局に対して、それぞれ届出内容について通知するものとする。
- ④ 経済産業省本省は、申請者から直接①の廃止届書の提出を受けた場合には、申請者について法第３条第１項の登録を行った都道府県、申請に係る消費場所が所在する都道府県及び最終販売所が所在する都道府県の管轄区域に係る産業保安監督部等に対して、届出内容について通知するものとする。

5. 特則承認の取消し等

- ① 特則承認を受けた者が3. の基準のいずれかを満たしていないと認める場合には、経済産業大臣は、法第16条第3項の規定に基づき、基準適合命令をすることができる。
- ② 経済産業省大臣は、特則承認を受けた者が2. の申請要件及び3. の基準のいずれかを満たしていないと認める場合には、その承認を取り消すことができる。

附 則

この規程は、平成24年6月4日から施行する。

様式第1 (4-1. ①関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

住 所
販売事業者登録番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第17条の規定により規則第16条第3号、第5号及び第13号に係る特則承認を受けたいので、次のとおり申請します。

I. 山小屋等に液化石油ガスを販売する販売所及び保安業務を行う保安機関

(1) 販売所の名称、所在地及び加入保険の状況

名 称	所 在 地	加入保険の状況
		☐ LPガス販売事業者賠償責任保険 ☐ その他 ()

(2) 保安機関の名称、認定番号、所在地、実施する保安業務区分及び加入保険の状況

名 称 (担当事業所名)	認定番号	所在地 (担当事業所所在地)	実施する保安業務 区分
		加入保険の状況	
		☐ LPガス受託認定保安機関賠償責任保険 ☐ LPガス配送事業者賠償責任保険 ☐ その他 ()	

		☐ LPガス受託認定保安機関賠償責任保険 ☐ LPガス配送事業者賠償責任保険 ☐ その他 ()
		☐ LPガス受託認定保安機関賠償責任保険 ☐ LPガス配送事業者賠償責任保険 ☐ その他 ()

II. 消費者に関する事項

(1) 液化石油ガスの供給を受ける消費者 (山小屋等消費者)	①氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名				
	②住 所				
	③従業員数	〇人			
	④収容可能人数	〇人			
	⑤販売方法	☐ 質量販売 ☐ 体積販売			
	⑥1年間における開業期間	毎年〇月〇日から〇月〇日まで			
	⑦使用消費機器名称及び台数				
	⑧直近1年間のガス消費量	〇kg容器×〇本=〇kg			
	⑨直近1年間における月間消費量	〇月：〇kg容器×〇本=〇kg 〇月：〇kg容器×〇本=〇kg 〇月：〇kg容器×〇本=〇kg			
	⑩直近1年間の配送回数	週〇回 (〇kg容器〇本/回) × 〇週 = 〇回			
(2) 特則承認を必要とする理由 (2. ②関係)					
(3) 容器の運搬方法 (2. ②関係)	名称等	運搬手段	運搬者の名称・所属する団体名等	保険の加入状況 (※)	運搬時間 (分)
	↓				
	↓				

(※) 欄は販売事業者、保安機関以外の第三者が加入している場合

に保険の有無を記載する。					
(4) 保安責任者及びその業務内容 (3-1. ①関係)	氏名			資格	
	業務内容				
	他の山小屋等との兼務状況				
	兼務でも保安確保ができる理由				
(5) 保安責任者以外の保安業務を実施する者及びその業務内容 (3-1. ①及び⑥関係)	氏名		資格		
	氏名		資格		
	業務内容				
(6) 消費設備調査の実施者及び確認方法等 (3-1. ③関係)	規則第37条第1号の表の上欄口の該当事項	消費設備調査の実施者の所属及び氏名	直近の調査実施年月日	消費設備調査の確認方法	
	(1)				
	(2)				
	(3)				
(7) 加入している保険の種類					
(8) 貯蔵施設等 (3-2. ②関係)	貯蔵施設等の所在地、面積、位置、構造、設備等				
	①消費場所	所在地			
		面積			

	位置	
	構造	
	設備	
	容器を屋内に設置する場合に講ずべき措置（例示基準 14）の状況	
	ガス漏れ警報器の設置状況	☐ あり ☐ なし
	消費設備の設置又は変更の工事を実施する者の氏名及び資格（3-1. ④関係）	
②中継場所	所在地	
	面積	
	位置	
	構造	
	設備	
	容器を屋内に設置する場合に講ずべき措置（例示基準 14）の状況	
	ガス漏れ警報器の設置状況	☐ あり ☐ なし
	消費設備の設置又は変更の工事を実施する者の氏名及び資格（3-1. ④関係）	
(9) 就業規則その他これに準ずるものにおける内規 3-1. ②に係る記述（3-1. ②関係）	(就業規則その他これに準ずるものの写しを添付すること。)	
(10) 山小屋等消費者と液化石油ガス販売事業者との間における再調査の取り決め（3-1. ⑤関係）	(取り決めの写しを添付すること。)	

〔記載注意〕

1. 特則承認を受けようとする販売所に係る消費者が二以上ある場合には、消費者ごとに

申請書を作成し、申請すること。また、記載欄が不足する場合は欄を追加し記載すること。

2. I. (1) の「販売所の名称、所在地及び保険の加入状況」の欄には、当該申請者である液化石油ガス販売事業者が、当該申請に係る消費場所に液化石油ガスを配送（配送業務を第三者に委託する場合を含む。）する最終販売所の名称及び所在地を記載し、その事業所が保険に加入しているものにレ点を付すこと。

3. I. (2) の「保安機関の名称、認定番号、所在地及び実施する保安業務区分及び保険の加入状況」については、当該申請に係る消費者の保安業務を実施する保安機関について記載するとともに、担当事業所の事業所名、所在地及び実施している保安業務区分（1号～7号）について記載し、その事業所が保険に加入しているものにレ点を付すこと。

4. II. (2) の「特則承認を必要とする理由」の欄には、特則承認を必要とする理由、例えば「消費設備が容器と配管とを接続するには極めて困難な位置にあるため」等を記載すること。

5. II. (3) の「容器の運搬方法」の記載について、「名称等」の欄には、販売所の名称、中継地の名称及び消費地の名称を記載すること。「運搬手段」の欄には、充填容器を運ぶ方法（ヘリコプター、ロープウェー等）を記載すること。

「運搬者の名称・所属する団体名等」の欄には、当該ヘリコプター又はロープウェー等を保有する会社名を、人力等を使用しかつ当該運搬者が団体に所属している場合は当該団体名を記載すること。なお、人力を使用し当該運搬者が団体に属していない場合にはその旨を記載しておけば、当該運搬者の氏名は記載する必要はない。「運搬時間」の欄には、それぞれの運搬手段に要する時間を記載すること。

6. II. (4) の「保安責任者及びその業務内容」の欄中「氏名」の欄には、山小屋等消費者が選任した保安責任者の氏名を、「資格」の欄には、その者の有する資格を、「業務内容」の欄には、保安責任者が行う保安業務を、それぞれ記載すること。「他の山小屋等との兼務状況」の欄には、II (1) ①に記載した山小屋等以外の山小屋等の保安責任者に選任されている場合にその名称を記入し、兼務しても保安業務が確実に実施できる理由を記載すること。

7. II. (5) の「保安責任者以外の保安業務を実施する者及びその業務内容」の欄には、保安責任者以外に保安業務に実施する者がいる場合、II. (4) と同様に記載すること。

「業務内容」の欄には、保安責任者以外の保安業務を実施する者が行う保安業務を記載すること。例えば「最終中継地から消費設備までの容器の移動又はその監督」、「容器を配管に接続すること」、「規則第16条各号（第3号及び第13号を除く。）に規定する基準を維持するための業務」等を記載すること。

8. II. (6) の「消費設備調査の実施者及び確認方法等」の欄には、当該申請に係る消費設備について、規則第37条に規定する調査の実施者の所属・氏名、直近の調査の実施年月日及びその確認方法を当該各欄に記載すること。

9. II. (8) の「貯蔵施設等」の欄中、「①消費場所」及び「②中継場所」の欄には設置しようとする貯蔵施設又は容器保管場所の所在地、面積、位置、構造、設備、容器を屋内に設置する場合に講ずべき措置の状況、ガス漏れ警報器の設置状況、消費設備の設置又は変更の工事を実施する者の氏名及び資格を当該各欄に記載すること。ただし、位置、

構造及び設備については容器の接続状況等の内容が確認できる図面に代えることができる。

なお、「消費場所」とは当該申請に係る消費者が消費設備を設置している場所を、「中継場所」とは運搬手段が変更される場所をいう。

[添付書類]

申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 消費場所の位置（他の施設との関係位置を含む）及び付近の状況を示す図面
- (2) 消費場所及び中継場所に貯蔵施設等を設置する場合には当該貯蔵施設等の位置、構造、設備及び付近の状況を示す図面。
- (3) 保険に関する書面であって、次に掲げるもの。
 - ① LPガス販売事業者賠償責任保険等に加入していることを証する書面の写し。
 - ② 当該申請者が充填容器等を第三者に委託して配送する場合は、当該配送に係る業務の委託に関する契約が締結され、かつ、当該第三者がLPガス配送事業者賠償責任保険等に加入していることを証する書面の写し。
- (4) 保安責任者の資格及び保安責任者以外に保安業務を実施する者がいる場合にはその者の資格を証する書面の写し。また、保安責任者が当該消費場所の他の山小屋等の保安業務を兼務する場合には、兼務する山小屋等に係る特則承認申請書の写し及び承認書（承認を受けている場合に限る。）の写し。
- (5) 保安責任者が行った保安業務の内容について当該申請者が確認することが明確になっていることを証する書面の写し。
- (7) 消費設備調査の結果を記した規則第131条第2項の規定による帳簿の写し及び保安機関が確認した旨の確認書の写し。

様式第2（4－2．①関係）

年 月 日

都道府県担当部局課長 殿

経済産業省 液化石油ガス保安課長
又は 産業保安監督部担当部課長

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に係る意見照会について

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）（平成24年6月4日付け平成24・05・17 原院第2号）に基づき、〇年〇月〇日付けをもって液化石油ガス販売事業者〇〇から別添1のとおり山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特則承認申請がありましたので、同内規に基づき、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県並びに申請に係る消費場所が所在する都道府県及び最終販売所が所在する都道府県の担当部局に対して、通報いたします。

つきましては、同申請の審査に際して、追加情報、御意見等ございましたら、〇月〇日まで（発信日から1週間後を目途。）に御連絡いただきますよう、お願いいたします。

様式第3（4－2．②関係）

年 月 日

原子力安全・保安院
液化石油ガス保安課長 殿

産業保安監督部担当部課長

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する
法律施行規則第17条に基づく特則承認に係る進達について

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）（平成24年6月4日付け平成24・05・17 原院第2号）に基づき、〇年〇月〇日付けをもって液化石油ガス販売事業者〇〇から別添1のとおり山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特則承認申請がありました。

当該申請について、同内規に基づき内容を確認した結果、同内規に規定する申請要件及び基準を満たすことを確認しましたので、同内規に基づき進達します。

なお、同内規に基づき、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県並びに申請に係る消費場所が所在する都道府県及び最終販売所が所在する都道府県の担当部局に対し通報し、追加情報の有無を確認（意見照会）した結果、別添2のとおり連絡がありました（意見がなかった）ことを申し添えます。

様式第4（4－3．②関係）

番 号
年 月 日

申請事業者 殿

経済産業大臣 名

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特則承認について

年月日付けをもって申請のあった件については、山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）に定める基準を液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に規定する経済産業大臣が定める基準とし、承認します。

なお、下記事項について変更する場合には、あらかじめ、特則承認内容変更承認申請書を提出して、承認を受けて下さい。また、当該承認の廃止を求める場合には、速やかに廃止の事由を記載の上、届け出て下さい。

記

特則承認申請書に記載されているⅡ．消費者に関する事項のうち、

- ・ (1) 液化石油ガスの供給を受ける消費者（山小屋等消費者）
注：山小屋等消費者の名称及び所有者が変更になった場合
- ・ (3) 保安責任者及びその業務内容
注：保安責任者の氏名、資格又は業務内容が変更になった場合
注：他の山小屋等との兼務が発生した場合又は兼務なくなった場合
- ・ (4) 保安責任者以外の保安業務を実施する者及びその業務内容
注：保安業務を実施する者の氏名、資格又は業務内容が変更になった場合
- ・ (5) 容器の運搬方法
- ・ (8) 貯蔵施設等
- ・ (9) 就業規則その他これに準ずるものにおける内規3－1．②に係る記述
- ・ (10) 山小屋等消費者と液化石油ガス販売事業者との間における再調査の取り決め

様式第 5 (4-4. ①関係)

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名
住 所
販売事業者登録番号

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 17 条に基づく特則承認内容変更承認申請書

年 月 日付け をもって承認のありました内容について、以下のとおり変更承認を受けたいので、次のとおり申請します。

(変更の理由)

(変更の内容)

(様式第 4 の特則承認書 (過去の様式第 8 の特則承認内容変更承認書を含む。) 及び申請時の様式第 1 の特則承認申請書 (過去の様式第 5 の特則承認内容変更承認申請書を含む。) の写しを添付すること。)

様式第6（4－4．②関係）

年 月 日

都道府県担当部局課長 殿

経済産業省 液化石油ガス保安課長
又は 産業保安監督部担当部課長

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特則承認内容変更承認に係る意見照会について

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）（平成24年6月4日付け平成24・05・17 原院第2号）に基づき、〇年〇月〇日付けをもって液化石油ガス販売事業者〇〇から別添1のとおり山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特則承認内容変更承認申請がありましたので、同内規に基づき、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県並びに申請に係る消費場所が所在する都道府県及び最終販売所が所在する都道府県の担当部局に対して、通報いたします。

つきましては、同申請の審査に際して、追加情報、御意見等ございましたら、〇月〇日まで（発信日から1週間後を目途。）に御連絡いただきますよう、お願いいたします。

様式第7（4－4．③関係）

年 月 日

原子力安全・保安院

液化石油ガス保安課長 殿

産業保安監督部担当部課長

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特則承認内容変更承認に係る進達について

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）（平成24年6月4日付け平成24・05・17 原院第2号）に基づき、〇年〇月〇日付けをもって液化石油ガス販売事業者〇〇から別添1のとおり山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特則承認内容変更承認申請がありました。

当該申請について、同内規に基づき内容を確認した結果、同内規に規定する申請要件及び基準を満たすことを確認しましたので、同内規に基づき進達します。

なお、同内規に基づき、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県並びに申請に係る消費場所が所在する都道府県及び最終販売所が所在する都道府県の担当部局に対し通報し、追加情報の有無を確認（意見照会）した結果、別添2のとおり連絡がありました（意見がなかった）ことを申し添えます。

様式第8（4－4．⑤関係）

番 号
年 月 日

申請事業者 殿

経済産業大臣 名

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特則承認内容変更承認について

年 月 日付けをもって申請のあった件については、山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）に定める基準を液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に規定する経済産業大臣が定める基準とし、承認します。

なお、下記事項について変更する場合には、あらかじめ、承認内容変更承認申請書を提出して、承認を受けて下さい。また、当該承認の廃止を求める場合には、速やかに廃止の事由を記載の上、届け出て下さい。

記

特則承認申請書に記載されているⅡ．消費者に関する事項のうち、

- ・ (1) 液化石油ガスの供給を受ける消費者（山小屋等消費者）
注：山小屋等消費者の名称及び所有者が変更になった場合
- ・ (3) 保安責任者及びその業務内容
注：保安責任者の氏名、資格又は業務内容が変更になった場合
注：他の山小屋等との兼務が発生した場合又は兼務しなくなった場合
- ・ (4) 保安責任者以外の保安業務を実施する者及びその業務内容
注：保安業務を実施する者の氏名、資格又は業務内容が変更になった場合
- ・ (5) 容器の運搬方法
- ・ (8) 貯蔵施設等
- ・ (9) 就業規則その他これに準ずるものにおける内規3－1．②に係る記述
- ・ (10) 山小屋等消費者と液化石油ガス販売事業者との間における再調査の取り決め

様式第9（4－5．①関係）

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名
住 所
販売事業者登録番号

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施
行規則第17条に基づく特則承認廃止届書

年 月 日付け をもって承認のありました内容について、以下のとおり廃
止したので、届け出ます。

（廃止の理由）

（様式第4の特則承認書（過去の様式第8の特則承認内容変更承認書を含む。）及び申請
時の様式第1の特則承認申請書（過去の様式第5の特則承認内容変更承認申請書を含む。）
の写しを添付すること。）

様式第10（4－5．②関係）

年 月 日

原子力安全・保安院
液化石油ガス保安課長 殿

産業保安監督部担当部課長

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特則承認廃止届出に係る進達について

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）（平成24年6月4日付け平成24・05・17 原院第2号）に基づき、〇年〇月〇日付けをもって液化石油ガス販売事業者〇〇から別添1のとおり山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特則承認廃止届書の提出がありましたので、同内規に基づき進達します。

(別添 2)

緊急時連絡における携帯電話等の
自然災害等における補完的連絡先としての使用について

平成 2 5 年 3 月 7 日
経済産業省ガス安全室

1. 液化石油ガスの一般消費者等からガス漏れ等の緊急時に連絡を受ける保安機関の連絡先については、現在、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」(大臣訓令)及び「保安機関の認定について」(通達)において固定電話とすることを求めている。
2. この運用について、通信インフラの充実や携帯電話端末の普及によって携帯電話も普遍的な通信手段となっていること、停電時における可用性の点からはむしろ固定電話よりも優れているという面も見られることから、緩和を要望する声が寄せられた。
(参考)
「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針
(平成 2 4 年 4 月 3 日の閣議決定)
「4. 液化石油ガス事業者のガス漏れ等が生じた場合の連絡方法の緩和」に関して、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の緊急時対応において、携帯電話等の使用が可能となる方向で固定電話と同等程度の通信が確保される必要があることも踏まえて、検討を行い結論を得る。」とされ、「平成 2 4 年度に検討・結論」と記載されている。
3. 緊急時対応の重要性に鑑みれば、一般消費者等からの緊急時の連絡を確実に受信することは必須であり、携帯電話等については、現在の通信インフラの下でも未だ場所による電波環境、建物の構造等により十分な通話環境が得られない場合があること、自動車運転時には使用が制限されていること等を考慮すると、無制限にその使用を許容することは適当ではないと考えられる。一方で、自然災害等により固定電話が通じなくなった場合に備えて携帯電話等を準備しておくことは、むしろ自然災害等の際における保安の確保を高める効果が期待される。
4. 以上の検討の結果、緊急時における一般消費者等からの保安機関の連絡先を固定電話とした上で、自然災害等により固定電話への連絡ができないときに備えて、固定電話を補完的する連絡先として携帯電話等を用いることは差し支えないことを明示するため、電子政府の総合窓口(e-Gov)を通じたパブリックコメントの実施(平成 2 4 年 1 0 月 1 9 日～1 1 月 2 0 日)を経て、平成 2 5 年 3 月中に大臣訓令及び通達を改正し、同日付けで施行する予定である(別紙 1 及び別紙 2)。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成 17 年 4 月 1 日付け平成 17・03・16 原第 8 号）別紙 1 の新旧対照表（案）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現 行
3. 技術能力について (1)及び(2) (略) (3) 緊急時対応の要件 ① (略) ② 告示第 2 条第 3 号イ中「常時第 1 号の表中への項において算定される数以上の保安業務資格者が配置される」とは、液化石油ガスが供給されている時（したがって一般的には 24 時間）はいつでも保安業務資格者が配置され、直ちに出勤が可能で体制であることとをいう。また、「配置」とは事務所に常駐していることをいい、このほか、夜間に事務所の近隣（当該事務所に 10 分以内で到達できる範囲）において一般消費者等から連絡を円滑に受けることができる状態で待機することも含まれる。 なお、緊急時における一般消費者等からの連絡先を携帯電話等とした場合（一般消費者等からの連絡先を転送電話とし、その転送先をこれらの機器とした場合を含む。）は、常時配置されているものとはみなさない。ただし、一般消費者等からの連絡を受けた者が、<u>出勤する者の持つ携帯電話等に連絡することは差し支えない</u>く、また、自然災害等により、緊急時における一般消費者等からの連絡先として<u>いる携帯電話等以外の連絡先への連絡ができない</u>ときに備えて、それを補完する連絡先を携帯電話等とすることは差し支えない。 ③及び④ (略) (4) (略)	3. 技術能力について (1)及び(2) (略) (3) 緊急時対応の要件 ① (略) ② 告示第 2 条第 3 号イ中「常時第 1 号の表中への項において算定される数以上の保安業務資格者が配置される」とは、液化石油ガスが供給されている時（したがって一般的には 24 時間）はいつでも保安業務資格者が配置され、直ちに出勤が可能で体制であることとをいう。また、「配置」とは事務所に常駐していることをいい、このほか、夜間に事務所の近隣（当該事務所に 10 分以内で到達できる範囲）において一般消費者等から連絡を円滑に受けることができる状態で待機することも含まれる。 なお、緊急時における一般消費者等からの連絡先を携帯電話等とした場合（一般消費者等からの連絡先を転送電話とし、その転送先をこれらの機器とした場合を含む。）は、常時配置されているものとはみなさない。ただし、一般消費者等からの連絡を受けた者が、<u>出勤する者の持つ携帯電話等に連絡することは差し支えない</u>。 ③及び④ (略) (4) (略)

保安機関の認定について（平成9年4月1日付け平成09・03・31立局第78号）の新旧対照表（案）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現 行
2. 技術能力について (1)～(3) (略) (4) 緊急時対応の要件 ① (略) ② 告示第2条第3号イ中「常時第1号の表中への項において算定される数以上の保安業務資格者が配置される」とは、液化石油ガスが供給されている時（したがって一般的には24時間）はいつでも保安業務資格者が配置され、直ちに出勤が可能な体制であることという。また、「配置」とは事務所に常駐していることといい、このほか、夜間に事務所の近隣（当該事務所に10分以内で到達できる範囲）において一般消費者等から連絡を円滑に受けることができる状態で待機することも含まれる。 なお、緊急時における一般消費者等からの連絡先を携帯電話等とした場合（一般消費者等からの連絡先を転送電話とし、その転送先をこれらの機器とした場合を含む。）は、常時配置されているものとはみなさない。ただし、一般消費者等からの連絡を受けた者が、出動する者の持つ携帯電話等に連絡することは差し支えなく、また、自然災害等により、緊急時における一般消費者等からの連絡先として<u>いる携帯電話等以外の連絡先への連絡ができない</u>ときに備えて、それを補完する連絡先を携帯電話等とすることは差し支えない。 ③及び④ (略) (5) (略)	2. 技術能力について (1)～(3) (略) (4) 緊急時対応の要件 ① (略) ② 告示第2条第3号イ中「常時第1号の表中への項において算定される数以上の保安業務資格者が配置される」とは、液化石油ガスが供給されている時（したがって一般的には24時間）はいつでも保安業務資格者が配置され、直ちに出勤が可能な体制であることという。また、「配置」とは事務所に常駐していることといい、このほか、夜間に事務所の近隣（当該事務所に10分以内で到達できる範囲）において一般消費者等から連絡を円滑に受けることができる状態で待機することも含まれる。 なお、緊急時における一般消費者等からの連絡先を携帯電話等とした場合（一般消費者等からの連絡先を転送電話とし、その転送先をこれらの機器とした場合を含む。）は、常時配置されているものとはみなさない。ただし、一般消費者等からの連絡を受けた者が、出動する者の持つ携帯電話等に連絡することは差し支えない。 ③及び④ (略) (5) (略)

